

議案第五三号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例  
に つ い て

三朝町室課設置条例の一部を、別紙のとおり改正  
する。

昭和四十年七月九日 提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾年七月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



昭和四十年三朝町条例第三号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例(昭和三十四年三朝町条例第七号)の一部を次の  
ように改正する。

第一条中「税務課」の次に「評価室」を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十年七月一日  
より適用する。